

環水大第 110520001 号

平成 23 年 5 月 20 日

都道府県・大気汚染防止法政令市

(東北電力(株)及び東京電力(株)の電力圏内)

大気保全担当部 (局) 長 殿

環境省水・大気環境局

大気環境課長

平成 23 年夏期の電力需給対策としての非常用施設及び
常用施設の取扱いについて

今般の東日本大震災に伴う夏期の電力需給対策に関し、平成 23 年 5 月 13 日に開催された電力需給緊急対策本部において、電気事業者との契約電力が 500kW 以上の大口需要家に対し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 27 条に基づく電気の使用の制限を行う方針が示されました。

このような状況に鑑み、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づくばい煙発生施設のうち、ガスタービン、ディーゼル機関等の非常用施設について、電力需給ギャップが生ずると想定される平成 23 年の夏期においては、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、電力需要者が平成 23 年夏期の電力需給対策の一環として常用の自家発電施設を活用する場合は、同法第 4 条第 1 項の規定に基づく上乘せ規制の取扱いについて、同規定の趣旨及び地域ごとの実情を踏まえた対応を行っていただきますよう申し添えます。

記

1. 「[ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての留意事項について](#)」（昭和 62 年 11 月 6 日付環大規第 237 号。以下「[通知](#)」という。）の別紙(5)⑤において、「電気事業者が送電系の不安定に起因して発生する停電事故等を防止するために要請する使用電力削減に対して専ら用いられる需用者の施設」を非常用施設の例示のひとつとして掲げたところであるが、平成 23 年夏期の電力需給対策においては、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用の制限が行われたことをもって、通知別紙(5)⑤の電気事業者による使用電力削減要請がなされたものとみなすこととすること。

小口需要家（契約電力 500kW 未満の事業者）は、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用の制限の対象とはならないことから、小口需要家が設置する非常用施設については、この取扱いを行わないものであること。

2. 非常用施設であるガス機関及びガソリン機関については、平成 23 年夏期の電力需給対策においては、「[ガス機関及びガソリン機関に係る規制に当たっての留意事項について](#)」（平成 2 年 12 月 1 日環大規第 385 号）別紙に掲げるもののほか、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用の制限が行われた大口需要家が設置する施設も含むものとする。

3. 上記の非常用施設の稼働時間は、大口需要家における電力需要の状況及び電力対策自主行動計画の内容に加え、気象条件及び施設の規模、ばい煙等の濃度等環境負荷に係る要素を総合的に勘案し、必要最小限の時間であること。

また、気象条件等により使用する電力量が少なく、上記の非常用施設を稼働させる必要が生じない日は、稼働させないこととすること。